

改正案

現行

<p>(信用協同組合等の認可の申請等)</p> <p>第一条 信用協同組合等(信用協同組合又は信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。)第三条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引(同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 法第三条第三号に掲げる業務の種類又は方法の変更</p> <p>イ・ハ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 法第三条の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業</p> <p>イ 法第三条第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引(同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)</p> <p>ロ 法第三条第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により行う</p>	<p>(信用協同組合等の認可の申請等)</p> <p>第一条 信用協同組合等(信用協同組合又は信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。)第三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>一 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引(同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 法第三条第二項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 法第三条第三項第三号に掲げる業務の種類又は方法の変更</p> <p>イ・ハ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)</p> <p>第二条 法第三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業</p> <p>イ 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引(同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。)</p> <p>ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定によ</p>
---	--

同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)

七〇九 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一 (略)

二〇四 (略)

5 法第四条の二第二項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇一の五 (略)

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二〇三十五 (略)

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用協同組合連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行(法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

三十七〇三十九 (略)

六〇一十二 (略)

り行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者(国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。)の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け(手形の割引を含む。)

七〇九 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号又は第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一 (略)

二〇四 (略)

5 法第四条の二第二項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇一の五 (略)

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

二〇三十五 (略)

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用協同組合連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行(法第四条の四第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

三十七〇三十九 (略)

六〇一十二 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四条の第二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法(第八十三條第四号及び第八十九條第二項を除き、以下「銀行法」という。)第十四條の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一條第一項第十六号の二において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四條の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四〇六 (略)

二〇五 (略)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八條 銀行法第五十二條の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社(法第四条の第二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法(第八十三條第四号及び第八十九條第二項を除き、以下「銀行法」という。)第十四條の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一條第一項第十六号の二において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法(第八十三條第四号及び第八十九條第二項を除き、以下「銀行法」という。)第十四條の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四〇六 (略)

二〇五 (略)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八條 銀行法第五十二條の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用協同組合代理業（法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2| 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜二十一 (略)

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第九号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ〜ニ (略)

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第九号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五 (略)

2〜7 (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用協同組合代理業（法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（新設）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜二十一 (略)

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第一号から第三号まで及び第五号に規定する定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第四号に規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ〜ニ (略)

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第四号に規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五 (略)

2〜7 (略)